

別表1 「立地を避けるべきエリア」、「立地に慎重な検討を要するエリア」

関係法令等	区域の名称等	理由	エリア設定
北海道自然環境等保全条例	環境緑地保護地区	市街地及びその周辺地のうち、環境緑地として維持又は造成することが必要な地区であるため	立地を避けるべきエリア
	自然景観保護地区	地域住民に親しまれている森林、草生地、山岳、丘陵、溪谷、湖沼、河川、海岸等のうち、良好な自然環境を有する地区であるため	立地を避けるべきエリア
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区	鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図るため区域のため	立地を避けるべきエリア
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	風力発電における鳥類のセンシティブリティマップの注意喚起レベルA1～Cの区域	オジロワシの生息分布が確認されているメッシュ区域であり、風力発電設備へのバードストライクを防止し、国内希少野生動植物種のオジロワシ等を保全するため	立地に慎重な検討を要するエリア（風力発電設備(小型を含む)の立地に限る）
森林法	地域森林計画対象民有林		
	保安林	水源の涵養、土砂流出の防備、土砂崩壊の防備、その他災害の防備や生活環境保全・形成等の目的を達成するために指定された区域であり、立木伐採や土地の形質変更等が厳しく規制されているため	立地を避けるべきエリア
	上記以外	地域森林計画の対象として、様々な公益的機能を持ち、森林吸収源として地球温暖化を防止する機能も持つことから、適切な管理を行い、保全に努めている森林であるため	立地に慎重な検討を要するエリア
農地法 農業振興地域の整備に関する法律	農用地区域	優良農地を確保するため、転用及び開発行為が厳しく制限されている区域であるため	立地を避けるべきエリア (営農型太陽光発電設備の立地を除く)
	甲種農地		
	第1種農地		
地すべり等防止法	地すべり防止区域	地すべり区域及び地すべり地域であって公共の利害に密接な関連を有する区域であり、災害発生により地域住民の財産・生命等を脅かすリスクが高いため	立地を避けるべきエリア
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	崩壊のおそれがある急傾斜地で、崩壊により相当数の居住者等に危害が発生するおそれがあるもの及びその隣接地のうち、当該急傾斜地の崩壊が助長され、又は誘発されるおそれがないよう、一定行為を制限している区域であり、災害発生により地域住民の財産・生命等を脅かすリスクが高いため	立地を避けるべきエリア
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が発生するおそれがあり、警戒区域では警戒避難体制の整備、特別警戒区域では特定の開発行為に関する許可等が必要な区域であり、災害発生により地域住民の財産・生命等を脅かすリスクが高いため	立地を避けるべきエリア
	土砂災害警戒区域		
北海道水資源の保全に関する条例	水資源保全地域	希少な水資源を持続的に確保するため、水源の周辺における適正な土地利用の確保が必要であるため	立地に慎重な検討を要するエリア
景観法	北海道景観計画区域	景観計画区域のうち、北海道で示す主要な眺望地からの地域の良好な景観資源については、地域を象徴する優れた景観が保たれている地区であり、その景観、眺望を保全することが特に必要であるため	立地に慎重な検討を要するエリア（主要な眺望地からの地域の良好な景観資源の眺望を阻害する発電設備の立地に限る）
文化財保護法 北斗市文化財保護条例	文化財・史跡等指定地	文化財の価値保全のために、指定地域内等の現状変更等が厳しく制限されているため	立地を避けるべきエリア
	既知の埋蔵文化財包蔵地	埋蔵文化財は現状を変えずに保存することが望ましいが、やむを得ず工事により埋蔵文化財を現状のまま保存することができない場合は、記録保存のための発掘調査等を実施する必要があり、事業計画段階からの調整を要するため	立地に慎重な検討を要するエリア
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	最終処分場跡地の指定区域	廃棄物が地下にある土地であり、土地の掘削、形質変更により廃棄物に起因する生活環境の保全上の支障が生じるおそれがあるため	立地に慎重な検討を要するエリア
その他	きじひき高原（市営牧場及びその周辺の市有地）	きじひき高原の市営牧場及びその周辺の市所有の土地は、地域を象徴する優れた自然景観が保たれている地区であり、その景観、眺望を保全することが必要であるため	立地を避けるべきエリア
	住宅等周辺100m未満	住宅、学校、診療所、社会福祉施設及び公園周辺は、発電設備設置による居住者等の健康、生活環境へ与える影響の回避が必要であるため	立地に慎重な検討を要するエリア（居住者等の同意がある場合を除く）
	幹線道路沿道100m未満（道路から容易に見通せない区域を除く）	国道、道道の幹線道路沿道の区域は、将来的な都市的有効利用も視野に入れた土地利用が望ましい区域であるため	立地に慎重な検討を要するエリア